

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年11月1日）及び資格取得日（昭和40年4月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から40年4月8日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について申立事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できない旨の回答を得た。

A社は妻の親が経営していた会社であり、自分は妻と結婚して事業所の後継者となる約束で入社しており、申立期間のような空白が生じるはずはなく、昭和38年3月から42年1月まで継続して同社に勤めていたので、保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和38年3月16日に厚生年金保険の資格を取得し、39年11月1日に資格を喪失後、40年4月8日に同社において資格を再取得しており、39年11月から40年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の事業主の妻は、「申立人は事務の仕事をしており、退職するまで継続して勤務していた。」と供述している上、複数の同僚も、「申立人は、申立期間においては継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の同僚の供述から、申立人の雇用形態や勤務内容は一般の社員と同じような状況であり、継続して勤務していた同僚との違いは特段見られない上、当該同僚は申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから聴取できないため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年11月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 28 日から 39 年 8 月 16 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間につき脱退手当金が支給済みである旨の回答を得た。A社B工場を退職した時には、脱退手当金という制度があることも知らず、受給した記憶が無いので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、健康保険の整理番号が申立人の前後 150 番の女性被保険者の記録を確認したところ、脱退手当金の受給資格のある者 23 名のうち 18 名に受給記録があり、うち 12 名が約 4 か月以内に支給されている上、受給記録のある複数の同僚は、「脱退手当金については会社の説明で知り、会社に手続をしてもらった。」と述べていることから、申立ての脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 4 日から 45 年 11 月 30 日まで
日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが届いたが、申立期間について脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱・支給済」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の5年を超える厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 27 日から 40 年 4 月 6 日まで

日本年金機構から確認はがきを送付され、脱退手当金の支給額が 2 万 1,271 円であることを知った。

脱退手当金の受給手続は自分で行ったが、A社に勤務していた約7年間分の 8,000 円ぐらいであったと記憶しており、また、B社に勤務していた期間の脱退手当金は受給した覚えは無いので、受給された脱退手当金に見合う、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の受給を認めているものの、その受給額が少ないと主張しているが、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 40 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者期間のみで脱退手当金の法定支給額を試算したところ 1 万 5,660 円となり、申立人の主張する受給したとする金額と異なる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。